

















# 渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

## 1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(156)	北斗さけ・いわし 定第33号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(157)	北斗さけ・いわし 定第34号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(158)	北斗さけ・いわし 定第35号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(159)	北斗さけ・いわし 定第36号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(160)	北斗さけ・いわし 定第37号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(161)	北斗さけ・いわし 定第38号	北斗市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(162)	木さけ・かれい定 第1号	上磯郡木古内町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(163)	木さけ・かれい定 第2号	上磯郡木古内町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(164)	木さけ・かれい定 第3号	上磯郡木古内町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(165)	知さけ・かれい定 第1号	上磯郡知内町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(166)	知さけ・かれい定 第2号	上磯郡知内町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(167)	福さけ・かれい定 第1号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(168)	福さけ・かれい定 第2号	松前郡福島町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・かれい定 置漁業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(169)	松ほっけ・かれ い・さけ定第1号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・かれ い・さけ定置漁 業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）
(170)	松さけ定第1号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月25日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件） 新規
(171)	松ほっけ・かれ い・さけ定第2号	松前郡松前町 地先	別紙のとおり	定置漁業	ほっけ・かれ い・さけ定置漁 業	9月1日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番 号、漁業の名称、条件）

## 2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

## 3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 渡島海区漁場計画変更案の作成に係る内容

渡島海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10854号）に上記1の(1)～(171)に掲げる定置漁業を加える

渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	長さけ・かれい・すけとうだら定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(2)	長さけ・かれい・すけとうだら定第2号	
(3)	長さけ・かれい・すけとうだら定第3号	
(4)	長さけ・かれい・すけとうだら定第4号	
(5)	長さけ・かれい・すけとうだら定第5号	
(6)	長さけ・かれい・すけとうだら定第6号	
(7)	長さけ・かれい・すけとうだら定第7号	
(8)	長さけ・かれい・すけとうだら定第8号	
(9)	長さけ・かれい・すけとうだら定第9号	
(10)	長さけ・かれい・すけとうだら定第10号	
(11)	長さけ・かれい・すけとうだら定第11号	
(12)	長さけ・かれい・すけとうだら定第12号	
(13)	長さけ・かれい・すけとうだら定第13号	
(14)	長さけ・かれい・すけとうだら定第14号	
(15)	長さけ・かれい・すけとうだら定第15号	
(16)	長さけ・かれい・すけとうだら定第16号	
(17)	長さけ・かれい・すけとうだら定第17号	
(18)	長さけ・かれい・すけとうだら定第18号	
(19)	長さけ・かれい・すけとうだら定第19号	
(20)	長さけ・かれい・すけとうだら定第20号	
(21)	長さけ・かれい・すけとうだら定第21号	
(22)	長さけ・かれい・すけとうだら定第22号	
(23)	長さけ・かれい・すけとうだら定第23号	
(24)	八さけ・かれい・すけとうだら定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(25)	八さけ・かれい・すけとうだら定第2号	
(26)	八さけ・かれい・すけとうだら定第3号	
(27)	八さけ・かれい・すけとうだら定第4号	
(28)	八さけ・かれい・すけとうだら定第5号	
(29)	八さけ・かれい・すけとうだら定第6号	

区分	漁場番号	条 件
(30)	八さけ・かれい・すけとうだら定第7号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(31)	八さけ・かれい・すけとうだら定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(32)	八さけ・かれい・すけとうだら定第9号	(2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(33)	八さけ・かれい・すけとうだら定第10号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(34)	八さけ・かれい・すけとうだら定第11号	
(35)	八さけ・かれい・すけとうだら定第12号	
(36)	八さけ・かれい・すけとうだら定第13号	
(37)	八さけ・かれい・すけとうだら定第14号	
(38)	八さけ・かれい・すけとうだら定第15号	
(39)	八さけ・かれい・すけとうだら定第16号	
(40)	八さけ・かれい・すけとうだら定第17号	
(41)	八さけ・かれい・すけとうだら定第18号	
(42)	森さけ・いか・すけとうだら定第1号	
(43)	森さけ・いか・すけとうだら定第2号	
(44)	森さけ・いか・すけとうだら定第3号	
(45)	森さけ・いか・すけとうだら定第4号	
(46)	森さけ・いか・すけとうだら定第5号	
(47)	森さけ・いか・すけとうだら定第6号	
(48)	森さけ・いか・すけとうだら定第7号	
(49)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(50)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第2号	(2) 4月1日から4月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(51)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第3号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(52)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第4号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(53)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第5号	
(54)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第6号	
(55)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第7号	
(56)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第8号	
(57)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第9号	
(58)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第10号	

区分	漁場番号	条 件
(59)	森さけ・いか・すけとうだら定第8号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(60)	森さけ・いか・すけとうだら定第9号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(61)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(62)	森いか・いわし・さけ・すけとうだら定第12号	(2) 4月1日から4月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(63)	鹿さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(64)	鹿さけ・いか定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(65)	鹿まぐろ・いか・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 3月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(66)	函さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(67)	函さけ・いか定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(68)	函さけ・いか定第3号	
(69)	函さけ・いか定第4号	
(70)	函さけ・いか定第5号	
(71)	函さけ・いか定第6号	
(72)	函さけ・いか定第7号	
(73)	函さけ・いか定第8号	
(74)	函さけ・いか定第9号	
(75)	函さけ・いか定第10号	
(76)	函さけ・いか定第11号	
(77)	函さけ・いか定第12号	
(78)	函さけ・いか定第13号	
(79)	函さけ・いか定第14号	
(80)	函さけ・いか定第15号	
(81)	函さけ・いか定第16号	
(82)	函さけ・いか定第17号	
(83)	函さけ・いか定第18号	

区分	漁場番号	条 件
(84)	函まぐろ・いか・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(85)	函まぐろ・いか・さけ定第2号	(2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(86)	函まぐろ・いか・さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(87)	函まぐろ・いか・さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(88)	函まぐろ・いか・さけ定第5号	(2) 1月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(89)	函まぐろ・いか・さけ定第6号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(90)	函まぐろ・いか・さけ定第7号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(91)	函まぐろ・いか・さけ定第8号	
(92)	函まぐろ・いか・さけ定第9号	
(93)	函まぐろ・いか・さけ定第10号	
(94)	函まぐろ・いか・さけ定第11号	
(95)	函まぐろ・いか・さけ定第12号	
(96)	函まぐろ・いか・さけ定第13号	
(97)	函まぐろ・いか・さけ定第14号	
(98)	函まぐろ・いか・さけ定第15号	
(99)	函まぐろ・いか・さけ定第16号	
(100)	函まぐろ・いか・さけ定第17号	
(101)	函まぐろ・いか・さけ定第18号	
(102)	函まぐろ・いか・さけ定第19号	
(103)	函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(104)	函まぐろ・いか・ぶり・さけ定第2号	(2) 3月1日から3月10日までの間は、網を敷設してはなりません。
(105)	函いか・ぶり・さけ定第1号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(106)	函いか・ぶり・さけ定第2号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条 件
(107)	函いか・ぶり・さけ定第3号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(108)	函いか・ぶり・さけ定第4号	(2) 7月22日から7月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(109)	函いか・さけ定第1号	(3) 12月26日から12月31日までの間は、漁獲してはなりません。
(110)	函いか・さけ定第2号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(111)	函さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(112)	函さけ定第2号	(2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(113)	函さけ定第3号	(3) 12月13日から12月17日までの間は、漁獲してはなりません。
(114)	函さけ定第4号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(115)	函さけ定第5号	
(116)	函さけ定第6号	
(117)	函さけ定第7号	
(118)	函さけ定第8号	
(119)	函さけ定第9号	
(120)	函さけ定第10号	
(121)	函さけ定第11号	
(122)	函さけ定第12号	
(123)	函さけ定第13号	
(124)	北斗さけ・いわし定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(125)	北斗さけ・いわし定第2号	(2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(126)	北斗さけ・いわし定第3号	
(127)	北斗さけ・いわし定第4号	
(128)	北斗さけ・いわし定第5号	
(129)	北斗さけ・いわし定第6号	
(130)	北斗さけ・いわし定第7号	
(131)	北斗さけ・いわし定第8号	
(132)	北斗さけ・いわし定第9号	
(133)	北斗さけ・いわし定第10号	
(134)	北斗さけ・いわし定第11号	
(135)	北斗さけ・いわし定第12号	
(136)	北斗さけ・いわし定第13号	
(137)	北斗さけ・いわし定第14号	

区分	漁場番号	条 件
(138)	北斗さけ・いわし定第15号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(139)	北斗さけ・いわし定第16号	
(140)	北斗さけ・いわし定第17号	
(141)	北斗さけ・いわし定第18号	
(142)	北斗さけ・いわし定第19号	
(143)	北斗さけ・いわし定第20号	
(144)	北斗さけ・いわし定第21号	
(145)	北斗さけ・いわし定第22号	
(146)	北斗さけ・いわし定第23号	
(147)	北斗さけ・いわし定第24号	
(148)	北斗さけ・いわし定第25号	
(149)	北斗さけ・いわし定第26号	
(150)	北斗さけ・いわし定第27号	
(151)	北斗さけ・いわし定第28号	
(152)	北斗さけ・いわし定第29号	
(153)	北斗さけ・いわし定第30号	
(154)	北斗さけ・いわし定第31号	
(155)	北斗さけ・いわし定第32号	
(156)	北斗さけ・いわし定第33号	
(157)	北斗さけ・いわし定第34号	
(158)	北斗さけ・いわし定第35号	
(159)	北斗さけ・いわし定第36号	
(160)	北斗さけ・いわし定第37号	
(161)	北斗さけ・いわし定第38号	
(162)	木さけ・かれい定第1号	
(163)	木さけ・かれい定第2号	
(164)	木さけ・かれい定第3号	
(165)	知さけ・かれい定第1号	
(166)	知さけ・かれい定第2号	
(167)	福さけ・かれい定第1号	
(168)	福さけ・かれい定第2号	

区分	漁場番号	条 件
(169)	松ほっけ・かれい・さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(170)	松さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月21日から12月25日までの間において、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(171)	松ほっけ・かれい・さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。